

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月10日（火）午後1時30分から午後2時3分まで

2 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3 出席者

農業委員（9人）

会 長	6番	中 山 雅 史
会長職務代理	2番	菊 地 典 夫
委 員	1番	萱 橋 敏 男
委 員	3番	中 山 茂
委 員	4番	中 山 一 徳
委 員	5番	海老原 茂
委 員	7番	仲 井 一 人
委 員	9番	岡 野 幸 雄
委 員	10番	榎 田 実

農業委員会事務局職員（4人）

事 務 局 長	石 塚 英 明
事務局長補佐	大久保慎太郎
係 長	柳 橋 真 美
主 幹	倉 持 円

4 欠席委員

委 員	8番	文 藏 雄 嗣
-----	----	---------

5 傍聴者

なし

6 議案

議案第1号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について

議案第3号 非農地証明発行可否について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

## 報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

## 7 会議の概要

### 1 事務局（石塚事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和4年5月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にご覧がございませう。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますよう願ひいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長願ひいたします。

### 1 議長（中山会長）

田植えの時期で大変お忙しい中、5月の定例総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の総会は議案6件、報告事項3件となっております。

皆様方の慎重な審議を願ひして、簡単ですが挨拶と致します。よろしく願ひいたします。

### 1 事務局（石塚事務局長）

ありがとうございました。本日は、8番文蔵委員から欠席の連絡がありました。

出席委員は10名中9名の出席でございます。

委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長に願ひいたします。

### 1 議長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく願ひいたします。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一

任していただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、3番中山茂委員、4番中山一徳委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

### 1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第1号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は2件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は農家住宅建築のための売買となっております。

申請地は■字■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m<sup>2</sup>でございます。

続きまして受付番号2番、申請理由は工事進入路兼資材置場を設置するための賃貸借となっております。申請地は■字■■■■番■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■m<sup>2</sup>でございます。説明は以上です。

### 1 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思えます。1番萱橋委員よりお願いします。

### 1 萱橋委員

それでは報告します。5月6日午前9時より、中山会長、菊地職務代理者、中山茂委員、事務局からは大久保補佐、柳橋係長の6名で書類審査及び現地確認を実施しましたので、結果2件を報告いたします。

初めに受付番号1番、申請内容は、畑1筆■■■■m<sup>2</sup>を売買にて取得し、農家住宅を建築する計画です。場所の詳細は2ページの地図をご覧ください。申請地は、■■■■から■■■■線を北に約2キロ程度向かった左側で、■■■■

の手前に位置します。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地と判断します。

資金計画や関係法令との調整も行っており、農家住宅の建築の許可要件を満たしていると判断しました。

続きまして受付番号2番、申請内容は、事業者が敷地内に新たに工場を建築することに伴い、工事のため申請地畑1筆■■■■■㎡を進入路及び資材置場として使用するため、賃貸借により令和4年11月30日までの一時転用申請です。

場所の詳細は3ページの地図をご覧ください。申請地は■■■■の■■■■の道路を挟んだ右側になります。申請地の農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地区域内にある第1種農地区域と判断します。事業計画等や資金計画の書面確認の結果からも、工事のための進入路及び資材置場としての一時転用許可要件を満たしていると判断しました。以上報告しまして各委員のご審議をお願いします。

## 1 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。まず議案第1号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第2号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は5件となっております。4ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は[ ]字[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ] $m^2$ の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は[ ]字[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも田、面積は[ ] $m^2$ 、[ ]字[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも田、面積は[ ] $m^2$ 、[ ]字[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも田、面積は[ ] $m^2$ 、[ ]字[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ] $m^2$ 、合計9筆、[ ] $m^2$ の自作地、契約内容は贈与となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は[ ]字[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも田、面積は[ ] $m^2$ 、[ ]字[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ] $m^2$ 、[ ]字[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも田、面積は[ ] $m^2$ 、合計3筆、[ ] $m^2$ の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は[ ]字[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも田、面積は[ ] $m^2$ の自作地、契約内容は売買となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は[ ]字[ ]番[ ]、地目は登記、現況とも畑、面積は[ ] $m^2$ の自作地、契約内容は売買となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。説明は以上です。

## 1 議長（中山会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。3番中山茂委員よりお願いします。



申請者は、自作地と借入地あわせて74アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は2名で、水稻、小麦を作付けする農家です。

申請地は、登記現況とも畑、1筆■■■■■m<sup>2</sup>を、規模拡大のため売買により譲り受け、小麦を作付けする予定です。

以上のことから、1番から5番までについては、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われます。

各委員の審議の程をお願いいたします。以上です。

## 1 議長（中山会長）

ありがとうございました。現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第2号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号5番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。採決の結果全員賛成により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

### 1 事務局（大久保局長補佐）

議案第3号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は4件となっております。11ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は登記畑、現況宅地、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番、地目は登記畑、現況宅地、面積は■■■■㎡、合計■■筆■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記畑、現況宅地、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記畑、現況運動場、面積は■■■■㎡、合計2筆■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記畑、現況駐車場、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■■、地目は登記田、現況雑種地、面積は■■■■㎡、合計2筆■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号4番、申請地は■■■■字■■■■番■■■、地目は登記畑、現況宅地、面積は■■■■㎡でございます。説明は以上です。

### 1 議長（中山会長）

続いて、現地確認及び書類審査の結果報告をお願いします。2番菊地職務代理者よりお願いします。

#### 1 菊地職務代理者

5月6日に行いました書類審査、現地調査結果について報告いたします。メンバーは、先程より報告のありましたメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は12ページ、現地は■■■■■■の集落内になります。申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成13年10月以前から宅地として使用されてお

りました。

続きまして受付番号2番、地図は13ページになります。現地は[ ]の西側にあり、平成13年10月以前から学校用地として使用されておりました。

続きまして受付番号3番、地図は14ページになります。[ ]の[ ]の前で、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、平成11年6月以前から駐車場として使用されておりました。

続きまして受付番号4番、地図は15ページになります。現地は[ ]の集落内にあります。申請書類等の審査、現地調査をしたところ、昭和59年11月以前から宅地として使用されておりました。

以上のことから、受付番号1番から4番につきましては、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引きに記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われま

す。各委員のご審議をお願いいたします。

## 1 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号の受付番号1番について、ご質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

ないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第3号は非農地証明を発行することに決定いたしました。

続いて、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1 事務局（大久保事務局長補佐）

それでは議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」をご説明いたします。16ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が1筆で1,490㎡です。貸し手が1人で、借り手が1人となります。

次に更新案件ですが、田が10筆で11,473㎡、畑が5筆で3,848㎡、合計15筆15,321㎡です。貸し手が5人で、借り手が5人となります。

合計では、田が11筆で12,963㎡、畑が5筆で3,848㎡、合計16筆16,811㎡です。貸し手が6人で、借り手が6人となります。

権利の設定開始は、令和4年6月1日からとなります。

詳細につきましては、17ページの農用地利用権設定計画一覧をご覧ください。以上です。

#### 1 議長（中山会長）

はい、事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第4号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

ないようですので、採決します。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。議案第4号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除お願いします。

続いて議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1 事務局(大久保事務局長補佐)

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を説明いたします。18ページの農用地利用集積計画総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が5筆で10,231㎡、畑が3筆で2,275㎡、合計8筆12,506㎡です。貸し手が3人、借り手が1団体となります。

権利の設定開始は、令和4年7月1日からとなります。

詳細につきましては、19ページの農用地利用権設定計画一覧(農地中間管理事業)をご覧ください。説明は以上です。

#### 1 議長(中山会長)

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。

議案第5号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

ないようですので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。議案第5号は全員賛成により原案のとおり許可することに決定いたしました。資料の(案)を削除お願いします。

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に

よる農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1 事務局（大久保事務局長補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を説明します。こちらにつきましても20ページの農用地利用配分計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件のみとなります。田が6筆で11,366㎡、畑が3筆で2,275㎡、合計9筆13,641㎡です。貸し手が4人、借り手が1人となります。

権利の設定開始は、令和4年7月1日からとなります。

詳細につきましては、21ページの農地中間管理事業 農用地利用配分計画（案）一覧をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。説明は以上です。

#### 1 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。議案第6号の受付番号1番から9番は、3番中山茂委員が議事参与の制限となっておりますので、中山茂委員の退席をお願いします。

（中山茂委員退席）

それでは一括して審議します。議案第6号について、ご質問のある方の挙手をお願いします。

（萱橋委員挙手）

はい、1番萱橋委員。

#### 1 萱橋委員

番号9番のみ設定期間が2年7ヶ月と短いですが、特段理由があるんですか。

#### 1 議長（中山会長）

事務局説明願います。

## 1 事務局（大久保事務局長補佐）

こちらは、元々別の方が期間10年で配分を受けていたものが解約となり、残りの期間の2年7ヶ月について配分を受けるものでございます。

## 1 萱橋委員

なるほど、分かりました。

## 1 議長（中山会長）

よろしいですか。

ほかに質問はありますか。質問がないようですので、採決します。議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第6号を原案のとおり承認することに決定いたしました。中山茂委員の復席をお願いします。

（中山茂委員復席）

以上審議の結果、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案は以上でございます。続いて報告事項に入ります。報告事項3件について、一括して事務局より報告願います。

## 1 事務局（石塚事務局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は22ページになります。

今回の転用届出に対する専決処分は、小絹地区が2件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための売買が2件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。23ページをご覧ください。

今回の合意解約は5件となります。解約理由は、耕作者変更のためのものが1件、農地法第5条申請のためのものが1件、つくばみらいスマートインターチェンジ事業のた

めのものが3件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は24ページになります。

今回の移動届は2件となります。道路寄附のためのものが1件、農業用倉庫のためのものが1件となっております。

報告は以上です。

## 1 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで5月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和4年5月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

Ⓔ

議事録署名委員

Ⓔ

議事録署名委員

Ⓔ